

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する  
省令の施行について」に関する意見の募集について

平成24年2月24日  
厚生労働省医政局医事課

今般、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（平成15年6月12日医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知）」の一部を改正する予定です。

つきましては、広く意見を募集しますので、ご意見のある場合には、下記により提出して下さい。

なお、提出していただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承ください。

1. ご意見募集期間

平成24年2月24日(金)～平成24年3月24日(土)(必着)

2. ご意見の提出方法

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント:意見募集中案件詳細」画面の **意見提出フォームへ** のボタンをクリックし、「パブリックコメント:意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室あて

(3) FAXの場合

FAX番号:03-3591-9072  
厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室あて

3. ご意見の提出上の注意

ご意見は日本語に限ります。また、個人の場合は氏名・年齢・住所・職業を、法人(団体)の方は法人名(団体名)・所在地を記載してください。ご提出いただきましたご意見については、氏名・連絡先(住所・電話番号・ファクシミリ番号・電子メールアドレスなど)を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめご承知置きください。

(別紙)

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正案について

### 1. 改正の経緯

平成21年4月に行った医師臨床研修制度の見直しにより、当該病院が、基幹型臨床研修病院の指定基準を満たさなくなった場合には、地域の実情や研修医の受入実績等を十分に考慮した上で、指定の取消しを行うか否かを定めることとした。具体的には、研修医の募集を行う年度を起点として過去3年間に研修医の受入実績がある場合に限り、基幹型臨床研修病院として指定を継続するものとした。

この取扱い（以下、「激変緩和措置」という。）は、平成22年度に臨床研修を開始する研修医から適用され、平成24年度に臨床研修を開始する研修医の募集期間まで適用し、平成24年3月31日をもって廃止することされている。

今年度をもって激変緩和措置の期限が切れることを踏まえ、平成25年度以降は、基幹型臨床研修病院の指定基準等について以下の取扱いを行うこととする。

### 2. 改正の内容

(1) 平成21年度の制度改正により基幹型臨床研修病院とみなされた単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院のうち指定基準を満たさないもの（いわゆる激変緩和措置の対象となる病院）について（別添第3の2関係）

- 年間入院患者数が3,000人に満たない病院については、個別に訪問調査を行い、適切な指導・管理体制があり、研修医が基本的な診療能力を修得することができると認められる場合は、基幹型臨床研修病院としての指定を継続することとする。その際、継続後も訪問調査を行い、適正を確認することとする。

(2) 臨床研修病院の指定の取消しについて（別添第2の14のA関係）

- 2年以上にわたり年間入院患者数が3,000人に満たない場合は、基幹型臨床研修病院の指定基準に適合しないものとする。

### 3. 施行日

平成24年3月（予定）

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について

平成15年6月12日医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知  
平成23年3月24日最終改正 関連する部分を抜粋

## 第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準

### 5 臨床研修病院の指定の基準

#### (1) 基幹型臨床研修病院の指定の基準

厚生労働大臣は、基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者から指定の申請があつた場合において、当該病院が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、基幹型臨床研修病院の指定をしてはならないこと。

ア～ウ (略)

エ 救急医療を提供していること。

「救急医療を提供していること」とは、救急告示病院又は医療計画上、初期救急医療機関、第二次救急医療機関若しくは第三次救急医療機関として位置付けられている病院であつて、初期救急医療を実施しており、適切な指導体制の下に救急医療に係る十分な症例が確保できるものであることをいうこと。

オ 臨床研修を行うために必要な症例があること。

「臨床研修を行うために必要な症例があること」とは、「臨床研修の到達目標」を達成するために必要な症例が確保されていることをいうものであること。入院患者の数については、年間3,000人以上であること。

また、各診療科での研修に必要な症例については、当該病院と協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設の症例と合わせて必要な症例があること。例えば、救急部門を研修する病院にあつては救急患者の取扱件数が年間5,000件以上、内科、外科、小児科、産婦人科及び精神科については、年間入院患者数100人(外科にあつては研修医1人あたり50人以上)、産婦人科を研修する病院の分娩数については年間350件又は研修医1人あたり10件以上が望ましいこと。

カ 臨床病理検討会(CPC)を適切に開催していること。

キ～サ (略)

シ 適切な指導体制を有していること。ただし、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修病院群における指導体制が適切なものであること。

(ア)「適切な指導体制を有していること」とは、後述する6(4)を満たした指導医が、原則として、内科、外科、小児科、産婦人科及び精神科の診療科に配置されており、個々の指導医が、勤務体制上指導時間を十分に確保できることをいうものであること。指導にあたっては、研修医5人に対して指導医が1人以上配置されていること。また、指導医は研修医に対する指導に関する責任者又は管理者の立場にあるものであり、指導医が研修医を直接指導することだけでなく、指導医の指導監督の下、上級医（研修医よりも臨床経験の長い医師をいう。以下同じ）が研修医を直接指導すること（いわゆる「屋根瓦方式」）も想定していること。その他の研修分野についても、適切な指導力を有している者が、研修医の指導に当たること。

(イ)～(エ) (略)

ス～ニ (略)

#### 14 臨床研修病院の指定の取消し

厚生労働大臣は、臨床研修病院が次のいずれかに該当するときは、法第16条の2第2項の規定により臨床研修病院の指定を取り消すことができること。

ア 臨床研修病院の区分ごとに、前述5(1)及び(2)のそれぞれの臨床研修病院の指定の基準に適合しなくなったとき。

イ～カ (略)

### 第3 当面の取扱い

#### 1 趣旨

医師臨床研修制度の実施に伴い、医療機関において医師の確保が困難となる可能性など、地域医療に与える影響を懸念する指摘があることから、当分の間は臨床研修病院の指定基準について以下の取扱いとするものであること。ただし、後述の3及び4については、平成26年3月31日までの取扱いとすること。

#### 2 単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院について

臨床研修省令の一部を改正する省令（平成21年4月28日公布 厚生労働省令第105号）附則の規定により、基幹型臨床研修病院とみなされた単独型臨床研修病院又は

管理型臨床研修病院が、基幹型臨床研修病院の指定の基準を満たさない場合にあつては、研修医の募集を行う年度を起点として過去3年間に研修医の受入実績がある場合に限り、基幹型臨床研修病院として指定を継続するものであること。ただし、この取扱いは、平成24年度から臨床研修を開始する研修医の募集期間まで適用し、平成24年3月31日をもって廃止すること。

3～4 (略)